

報告第 1 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 2 月 18 日提出

豊川市長 山 脇 実

(総務部関係)

1	専決年月日	平成27年1月16日
	相手方	豊川市在住の20代男性
	損害賠償の額	171,548円
	概要	平成26年11月14日午後5時頃、御油町東沢294番において、職員が伐採した樹木が相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成27年1月14日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	217,296円
	概要	平成26年11月27日午後2時40分頃、豊川市六角町前畑37番2において、職員の運転する自動車と接触した対向車が相手方の所有するフェンスに衝突し、当該フェンスの一部が破損した。
2	専決年月日	平成27年1月15日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	60,480円
	概要	平成26年11月27日午後2時40分頃、豊川市六角町前畑38番2において、職員の運転する自動車と接触した対向車が相手方の敷地に乗り入れ、当該敷地の一部が損傷した。
3	専決年月日	平成27年1月22日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	115,341円
	概要	平成26年12月11日午前7時頃、豊川市御油町八面横32番5地先の市道において、排水溝に設置されていた鉄板が外れ相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

4	専決年月日	平成27年2月3日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	33,490円
	概要	平成27年1月6日午後4時頃、豊川市東名町一丁目30番地先の市道において、相手方の配偶者の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。